

令和4年度

事業報告書

公益財団法人大阪タクシーセンター

目 次

I	概況	1
II	公益目的事業	2
1	適正化事業	2
(1)	指導業務	2
(2)	研修・講習	5
(3)	苦情及び遺失物調査	8
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	11
(5)	調査及び広報	12
(6)	優良事業者等評価制度	15
(7)	優良運転者表彰	15
2	登録事務等事業	16
3	試験事務事業	17
(1)	法令・安全・接遇に関する試験	17
(2)	地理に関する試験	17
III	収益事業	18
1	登録用写真事業	18
2	教材等販売事業	18
3	共同休憩所運営事業	19
4	土地・建物賃貸事業	19
(1)	タクシーセンター建物	19
(2)	桜川共同休憩所	19
5	自動販売機による飲料等販売事業	19
IV	その他事業	19
1	誘導案内整理事業	19
2	適性診断事業	20
3	国際ナショナルビジターズタクシー事業	20
V	組織と運営	20
1	組織体制	20
2	職員の健康管理	20
3	職員の職務能力の向上	21
4	本部建物・設備の整備	21
5	公認会計士等による監査	21
6	大阪府の立入検査	21
VI	庶務関係	22
1	官庁認可等事項	22
2	会議	23
3	役員名簿	26
4	評議員名簿	27
5	登録諮問委員名簿	28
6	適正化事業諮問委員名簿	29

I 概況

令和4年度は、安倍元首相の銃撃事件や知床観光船沈没事故などがあった一方で、サッカーワールドカップでの日本代表の16強進出、ワールドベースボールクラシックでの侍ジャパンの優勝などの明るいニュースもあった。新型コロナウイルスも2020年1月に日本で最初の感染者が確認されて以降、数々の感染対策を行った結果、厚生労働省から令和5年3月13日からはマスク着用は個人の判断が基本となるとされるなど、収束の兆しが見えた年であった。

タクシー事業においては、引き続き新型コロナウイルス感染症による経済活動や市民の移動が制限されるなど極めて深刻な影響を受けたが、安全で安心な地方の公共交通機関として徹底した感染防止対策を講じながら、エッセンシャルワーカーとして社会生活になくてはならない移動手段として重要な役割を果たしてきたところである。さらにアプリ配車が急速に市民に浸透し、利用客を待つから利用客が選ぶ新たなタクシーの営業形態に変化した年であった。

センターでは、感染防止対策を講じた中で、タクシー業務適正化特別措置法を基に適正化事業実施機関、登録実施機関、試験事務の代行等の事業活動を推進するとともに、2025大阪関西万博の開催を見据えた乗場標識のピクトグラム化やオンライン接客英語研修の充実などの事業の推進に取り組む年となった。

センターの財政状況は、感染拡大による急激なタクシー需要低下により、タクシー業務適正化事業負担金収入が減少する等非常に厳しい状況の中、タクシー業務の適正化を図り輸送の安全及び利用者利便の確保に資することを目的に次のとおり、実施した。

II 公益目的事業

1 適正化事業

(1) 指導業務

指導業務は、輸送の安全と利用者利便の確保のため、変化する情勢に応じた街頭指導活動に主眼を置いて、違法行為の防止活動と悪質違法行為に対する是正指導の両輪で街頭指導に取り組んだ。

大阪市内主要鉄道駅等のターミナル周辺及び夜の繁華街においては、従来から客待ちタクシーが過度に集中して交通渋滞を引き起こすなど円滑な交通を妨げていたが、行政機関をはじめ、事業者団体、個別事業者等官民業界を挙げた合同街頭指導などの取り組みにより、悪質な客待ち駐車や国道2号や御堂筋における夜間の二重駐車や違法行為の減少による交通秩序の改善が図られているところである。

しかしながら、違法な客待ち駐停車は一掃されたわけではなく、迷惑危険なバス停や交差点等における客待ち駐停車や駅等における違法な客引き行為も後を絶たないことから、一般ドライバーや市民等から苦情・要望が寄せられるなど業界全体のイメージを低下させる要因となっている。

このような状況を踏まえ、センターでは適正化事業実施機関として、タクシー運転者に対する道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法等に違反する行為の防止及び是正のための適正化事業を重要施策と位置付け、指導員の固定配置やLED夜光チョッキを着用した夜間巡回指導による「見える街頭指導」など装備品を有効活用し、指導車により機動力を発揮させた街頭指導活動を実施するとともに行政、警察、業界団体等と連携し、違法行為の防止及び是正に努めた。

ア 街頭指導

(a) 指導員の効果的な運用

輸送秩序の確立及び利用者の利便の向上を推進するため、センターにおいては、重点街頭指導場所のうち、苦情場所、違反多発場所など問題箇所を選定し、新たに最重点街頭指導場所と位置付け、巡回指導に加え、指導員を固定配置して違法行為の防止を重点に活動した。

また、重点指導場所においては、巡回指導を強化し、機動性を発揮して苦情場所や違法行為が常態化した場所でのタクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱（以下、「措置要綱」という。）に基づく是正指導活動を行う遊撃班を新設し、実践かつ効果的な指導員の運用を盛り込んだ街頭指導計画を策定し、計画に沿った街頭指導活動に加え、変化する現場情勢に応じ、且つ、リアルタイムの苦情にも迅速に対応できる街頭指導活動を実施した。

なお、サインカーを運用した活動については、サインカーの老朽化（令和4年6月廃車）に伴い6月に休止した。

(b) 主要ターミナル等に重点を置いた活動

JR大阪駅周辺をはじめとする各主要ターミナル周辺を最重点・重点街頭指導場所とし、措置要綱に定められた違法行為事案（交差点、横断歩道、バス停等における違法駐停車や違法な客待ち、客引き行為、乗車拒否等）の防止指導活動を実施するとともに、事業者に対しては、街頭指導に基づき運転者に対する指導教育の徹底について要請する等の是正活動も併せて実施した。

○「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」に基づく適正化指導

(単位：件)

項目	年度	令和4年度			令和3年度			前年度対比			
		指導要請書	指導票	口頭指導報告	指導要請書	指導票	口頭指導報告	指導要請書	指導票	口頭指導報告	
①	乗合類似行為										
②	運送の引受け・継続の拒絶又は中断 (違法行為を確認したもの)	5 (0)					+5 (±0)				
③	運送の引受け・継続の拒絶又は中断 (違法行為と断定できないが、その疑いが濃いもの)	5 (1)					+5 (+1)				
④	呼び込み・客引き行為										
⑤	区域外運送										
⑥	無登録(登録の効力停止中の乗務を含む)										
⑦	運転者証・事業者乗務証関係	偽造・変造又は他人のものを使用									
⑧		期限切れ (運転免許証の有効期限のあるもの)									
⑨		無表示・表示不良・不携帯									
⑩	不法駐停車(乗禁地区を除く・悪質なもの(タクシー乗場付近・バス停付近・横断歩道・交差点等))		62 (3)			58 (6)		+4 (-3)			
⑪	不法駐車(乗禁地区を除く)			201 (37)			159 (25)			+42 (+12)	
⑫	乗禁地区関係	不法駐停車(悪質なもの(タクシー乗場付近・バス停付近・横断歩道・交差点等))			4 (0)		38 (0)			-34 (±0)	
⑬		不法駐停車			2 (0)		9 (0)			-7 (±0)	
⑭		不法乗入			190 (17)			74 (3)			+116 (+14)
⑮		不法乗車									
⑯	不当運賃請求	1 (0)						+1 (±0)			
⑰	不当運賃請求 (違法行為と断定できないが、その疑いが濃いもの)										
⑱	車内表示装置による表示不適切 (偽装迎車・偽装予約車等)										
⑲	接客態度不良	47 (2)			22 (2)			+25 (±0)			
⑳	指導員に対する暴力行為					1 (1)				-1 (-1)	
㉑	迷惑行為	乗場標識・乗場上屋の損壊等、利用者の利便を損なう行為									
㉒		立小便、タバコの吸い殻・空き缶のポイ捨て等、公共交通機関の運転者としてふさわしくない行為			16 (2)		4 (1)			+12 (+1)	
小計		58 (2)	82 (5)	393 (54)	22 (2)	101 (8)	242 (28)	36 (±0)	-19 (-3)	+151 (+26)	
合計		533 (62)			365 (38)			+168 (+24)			

注：()内は個人タクシー事業者で再掲

○ 街頭指導（警告）

（単位：件）

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
不法駐停車		8,252	9,738	-1,486
不法乗入		9	9	±0
計		8,261	9,747	-1,486

(c) 関係機関等と連携した街頭指導活動

北新地・南地を街頭指導の最重要地域と捉え規制時間においては最大の指導体制で指導活動を実施するとともに運輸局、警察、業界団体等と連携して実施する合同街頭指導や業界団体が主体となった北新地自主街頭指導を取りまとめ機関として協働して取り組んだ。

合同街頭指導時には、天満警察署、業界団体と連携した北新地の合同交通安全啓発活動についても積極的に取り組んだ。

(d) 不法行為の防止・是正活動

タクシー運転者による非衛生行為やタバコ、ゴミ捨て等のマナー違反に対する苦情に対して、迅速・的確に巡回指導を実施するとともに、苦情場所については遊撃班等を現地に派遣し、排除等の指導活動を実施するとともに、事業者に対してもセンター通信の発出など広報活動の実施や輸送秩序確立連絡協議会（一水会）での情報発信、事業所訪問により指導徹底を依頼するなど是正活動を実施した。

(e) 一般車両等との安全確保等公益に寄与する活動

街頭指導時に、タクシー利用者をはじめ一般車両や歩行者等に対しても交通安全指導を積極的に実施し、交通安全対策の一翼を担うなど公益に寄与する活動にも努めた。

○ 乗場周辺指導

（単位：件）

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
タクシー車両の指導		21,302	19,183	+2,119

○ 乗場周辺安全指導

（単位：件）

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
一般車両の整理・誘導		13,035	10,716	+2,319
利用者		20,527	17,436	+3,091
歩行者		15,153	11,700	+3,453
計		48,715	39,852	+8,863

イ 事業所訪問の実施

適正化事業を効果的に実施するため、指導業務課幹部員が30箇所の事業所を訪問し

(a) JR大阪駅など主要ターミナルや北新地・南地規制地区における違法行為の実態及び具体的指導教育

- (b) 苦情申告に基づく不適切行為の内容とそれらに対する具体的な指導教育
- (c) 「プロドライバーのためのHAKI！HAKI！体操」（指導主任者研修資料）の活用などタクシー運転者の健康管理による輸送の安全確保のための資料提供
- (d) 当センターが取り組んでいる業務の説明やそれらに対する各種協力依頼及び業務運営に関する要望等について意見交換を行った。

(2) 研修・講習

新任運転者研修、現任運転者研修、自主研修、指導主任者研修等を実施した。

ア 研修内容の充実

(a) 接客研修の充実

研修内容については、利用者からの苦情内容が接客に関するものが大半を占めていることから、タクシー運転者の基本である接客サービスに関する研修の充実に努めた。

バリアフリー社会に対応すべく高齢者、障がい者に対する知識と技能習得のため、ユニバーサルドライバー研修実施機関の認証を受けた、白杖、車いす、ユニバーサルデザイン車両を使用した実践的なバリアフリー研修を実施した。

健康起因交通事故防止等のため「事業用自動車の運転者の安全・安心・健康維持促進体操策定委員会」監修によるプロドライバーのための健康促進・疲労回復等に役立つ体操「プロドライバーのためのHAKI！HAKI！体操」の一部を研修に取り入れ、また、タクシー運転者の高齢化が進む近年、高齢運転者の交通事故防止対策を管理者の視点から考察し、指導、助言のポイント等を解説することを目的とした高齢タクシー運転者交通安全対策講習会を実施した。

訪日外国人旅行者に対する接遇の向上を図るため、少しでも外国語で対応ができるように新任運転者研修等のなかで訪日外国人（英語）接遇研修を行なったことに加え、オンラインによるマンツーマンの接客英語研修を実施した。

なお、平成25年度から実施している外国語講座及び令和4年度に実施を予定していたコミュニケーション能力向上講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

(b) 高齢運転者安全運転研修

大阪府タクシー特定地域協議会で決定した「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策認定制度」（通称「ニンタク」という。）に基づく高齢運転者安全運転研修を実施した。

イ 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図り、タクシー事業者が行う運転者教育を支援するため、交通安全や接遇に関する視聴覚教材の無償貸出しを行った。

また、新型コロナウイルス感染防止を目的とした研修用動画「新型コロナウイルス感染防止対策ビデオ」を研修教材として活用するとともに、ホームページ等で広く周知した。

○ 事業者への教材貸出

(単位：者、回)

区分	年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比	
		事業者	貸出	事業者	貸出	事業者	貸出
交通関係(DVD)		0	0	2	6	-2	-6
接客関係(DVD)		1	2	1	2	0	0
受講者(延べ人数)		10		11		-1	

ウ 研修・講習の実績

新任運転者研修の受講者は、A、B地域共に前年度と比べて大幅に増加した。

現任運転者研修、自主1日研修並びに自主バリアフリー研修の受講者も増加した。

エ 事業者研修・講習の実績

(a) 運行管理者講習会の開催

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく活性化事業の一環として、運行管理者講習会を開催した。

- 開催日時 令和4年7月7日(木) 13時30分から16時00分
- 開催場所 大阪歴史博物館
- 講師等
 - ・「最近の交通事故情勢について」
大阪府警察本部 交通部 交通総務課
安全指導・安全教育担当管理官 警視 島津 幸三郎 氏
 - ・「タクシーをめぐる最近の情勢について」
近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課 河原 正明 氏
 - ・「働きやすい職場認証制度について」
「睡眠時無呼吸症候群(SAS)予兆チェックサービス」
三井住友海上経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー 山下 賢二 氏 他

- 受講者数 73名

(b) 指導主任者(補助者)研修会の開催

タクシー運転者の輸送の安全、接客サービス向上に対する運転者教育に資することを目的に、行政並びに各分野の専門家を招請し、次のとおり第38回指導主任者(補助者)研修会を開催した。

- 開催日時 令和4年10月31日(月) 13時30分～16時00分
- 開催場所 大阪歴史博物館
- 講師等
 - ・「タクシーをめぐる最近の情勢について」
近畿運輸局大阪運輸支局 支局長 田内 文雄 氏
(大阪運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官 酒井 敏一氏代演)
 - ・「プロのドライバーを目指して ～2つの意識を持つ～」
日本マナー0JTインストラクター協会
シニアマナー0JTインストラクター 川上 百合 氏

- 参加者数 78名

○ 研修等受講者数

(単位：件)

年度	区分	対 象	令和4年度	令和3年度	前年度対比
新任運転者研修	新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(4日) (大阪府A地域)	1,419	853	+566
		大阪府B地域(3日)	106	70	+36
新任運転者研修		特定指定地域(大阪府A地域)に単位地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者(2日)	6	2	+4
新任運転者研修 (地理研修)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(3時間) (大阪府A地域)	5	16	-11
		大阪府B地域(3時間)	24	11	+13
新任運転者講習	登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	特定指定地域(4日) (大阪府A地域)	16	12	+4
		大阪府B地域(3日)	0	1	-1
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修	特定指定地域(2日) (大阪府A地域)	0	0	±0
		大阪府B地域(2日)	0	0	±0
現任運転者研修		特定指定地域(大阪府A地域)内のタクシー事業者間で異動した運転者(2日)	75	59	+16
自主研修	特定指定地域(大阪府A地域)内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	1日	451	325	+126
		自主研修	179	105	+74
		措置研修	272	220	+52
		半日	325	183	+142
自主(バリアフリー)研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	特定指定地域 (大阪府A地域)	97	77	+20
		大阪府B地域 (その他の地域含む)	81	53	+28
出張バリアフリー研修	事業者団体及び事業者から要請を受けて事業者団体及び事業者の区域における研修受講者	特定指定地域 (大阪府A地域)	0	0	±0
		大阪府B地域 (その他の地域含む)	34	0	+34
高齢運転者安全運転研修	ニンタク制度に基づく研修	特定指定地域 (大阪府A地域)	132	161	-29
		大阪府B地域	70	87	-17
地理習熟・接遇向上研修			3	1	+2
指導主任者(補助者)研修		指導主任者及び補助者	78	71	+7
特別(外国語)講座		英語(年3回(初級編2回、実践編1回))	0	0	±0
オンライン接客英語研修		タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	2	6	-4
高齢運転者交通安全対策講習会		タクシー事業者の指示により受講を申し出た管理者	33	—	+33
職域研修		事業者の区域における研修受講者	1,342	0	+1,342
計			4,317	1,988	+2,329

(3) 苦情及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情・要望及び遺失物の受付は、電話及びセンターのホームページを活用し、スマートフォンにも対応して24時間受付を行い、利用者利便の向上に努めた。

ア 苦情処理

(a) 苦情及び要望の取扱い

タクシー利用者からセンターへは、日々多数の意見要望等が寄せられる。利用者からの意見要望一つ一つを聴取して真摯に向き合い、必要であれば事業者への改善要請など適切に対応することで、タクシー事業への理解や協力を得られ、適正化のための貴重な窓口と捉えている。

寄せられた中には、乗車拒否や客扱い不相当と認められる苦情があり、令和4年度のこのような苦情（意見・要望を含む）の申告件数は、656件で、前年度から大きく増加した。

なお、苦情申告の内訳については、態度・言葉遣い等に関する客扱い不相当が52件と最も多く、乗車拒否27件、運賃関係8件で、その他の苦情としては、地理に関する苦情、配車アプリに関する苦情などその他の苦情が全体の85%を占めた。

○ 苦情申告受理件数の推移（過去5年間）

（単位：件）

年度 \ 区分	乗車拒否	客扱い不相当	運賃関係	その他	計
平成30年度	28	75	14	0	117
令和元年度	34	83	11	0	128
2年度	5	31	4	0	40
3年度	3	34	3	0	40
4年度	27	52	8	569	656 ^注
平均	25.3	88.0	11.9	57.0	182.2

注：令和4年度から、意見、要望について「その他」として計上した。

(b) 悪質重大な違反容疑の事情調査

乗車拒否等の悪質又は、重大な違反容疑の事案については、当該事業者に対して直接センターへ調査結果に基づく報告書提出を要請し、センターにおいて事情聴取を行い、再発防止指導を行うとともに、措置要綱に基づく近畿運輸局への報告を行った。

○ 措置要綱に基づく事務処理反映

(単位：件)

区 別 \ 年 度	令和4年度	令和3年度	前年度対比	令和2年度	令和元年度
法人タクシー事業者への現場指導要請	0	0	±0	0	0
法人タクシー事業者への運転者指導要請	8	1	+7	2	16
個人タクシー事業者への通報	2	1	+1	1	6
法人タクシー運転者への通報	12	1	+11	1	17
運転者指導要請(苦情)	55	20	+35	25	90
近畿運輸局への報告	12	2	+10	6	28
累計違反点数証明書の交付	175	144	+31	163	190

イ 遺失物調査

(a) 申告の受理及び調査処理

利用者からの遺失物申告は、センター遺失物処理システムで集約し、大阪府警察のホームページによる拾得物公開情報の活用、タクシー事業者との緊密な連携による拾得情報との照合等で遺失物の速やかな発見に努めた。

また、利用者の利便を最優先とし、領収書、タクシーカード、配車アプリ情報等の活用を利用者に案内するなどの情報提供を行った。

○ 遺失物届出受理件数及び返還件数

(単位：件)

区 別 \ 年 度	令和4年度	令和3年度	前年度対比	令和2年度	令和元年度
受 理 件 数	11,048	8,306	+2,742	8,056	13,835
返 還 件 数	1,772	1,552	+220	1,445	1,917
返 還 率 (%)	16.0	18.7	-2.7p	17.9	13.9

○ タクシーセンターにおける品目別遺失物届出受理件数及び構成比率

(単位：件)

区分	年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比	
		受理	構成率(%)	受理	構成率(%)	受理	構成率(P)
携 帯 電 話		3,751	34.0	2,945	35.5	+806	-1.5
財 布		2,157	19.5	1,542	18.6	+615	+0.9
鞆		1,224	11.1	864	10.4	+360	+0.7
キ ー		807	7.3	664	8.0	+143	-0.7
袋 物		670	6.1	526	6.3	+144	-0.2
衣 類		587	5.3	424	5.1	+163	+0.2
定期券・免許証		531	4.8	403	4.9	+128	-0.1
アクセサリ		214	1.9	163	2.0	+51	-0.1
メ ガ ネ		193	1.7	134	1.6	+59	+0.1
傘		166	1.5	94	1.1	+72	+0.4
書 類		38	0.3	43	0.5	-5	-0.2
カ メ ラ		18	0.2	9	0.1	+9	+0.1
そ の 他		692	6.3	495	5.9	+197	+0.4
計		11,048	100.0	8,306	100.0	+2,742	±0

(b) 利用者への注意喚起

タクシー運転者による利用者への忘れ物防止の声掛けや利用者が取りやすい位置へのタクシーカードの備付けをタクシー事業者に要請するとともに、利用者へ忘れ物の注意喚起する「お忘れ物にお気を付けてください」（4箇国語（日本語・英語・中国語・韓国語））のステッカーを配布し、タクシー利用者に対する注意喚起も図っている。

忘れ物をした利用者に対し遺失届出書の提出や、大阪府警察ホームページの拾得物情報の活用を案内した。

ウ 苦情事例集及び感謝事例集の発行

センターで受理した苦情申告の事例を取りまとめた「苦情事例集」及び利用者からの感謝の事例を取りまとめた「感謝事例集」を作成し、センターでの運転者教育に活用するとともに、運転者に対する指導教育の事例研究資料として活用するよう各事業者に依頼した。

(4) タクシー乗場の設置及び運営

ア タクシー乗場の設置状況

令和4年度末における特定指定地域内のタクシー乗場設置数は226箇所となった。

○ タクシー乗場設置数

(単位：箇所)

市別	区分	センター乗場		運輸局長乗場			
		上屋付	電照式		上屋付	電照式	
大 阪 市		105	24	12	39	1	11
堺 市		30	17	5			
東 大 阪 市		16	8				
豊 中 市		3	1				
高 槻 市		2	2				
吹 田 市		7	2				
門 真 市		7	4				
守 口 市		2	2	1			
茨 木 市		4					
八 尾 市		5	4	2			
摂 津 市		4	1				
泉 大 津 市		1	1				
箕 面 市		1					
計		187	66	20	39	1	11

イ タクシー乗場の整備改善

(a) 乗場の設置と廃止

難波高島屋前の交通広場の整備に伴う乗場整備について「南海なんば駅前」、
「なんばマルイ前」のタクシー乗場の移設を行った。

新たな乗場の設置については、南海高野線・初芝駅南側の駅前広場整備に併せて、
タクシー乗場の設置を行った。

廃止を予定していた乗場「ニュートラム・南港東駅」「京阪守口ビル前」の2
箇所については、利用調査等を行ったところ、乗場の利用実態がないことと、乗
場施設の老朽化により廃止した。

(b) 標識等の整備

乗場標識等の整備については、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に定め
る、一般標識の新様式（ピクト化）に4箇所の整備を行った。

令和4年度から休止された案内人に代わって導入された路面誘導サインに、さ
らに大阪国際空港に乗場混雑時に利用者が並び列を誘導するための床面表示、及
び新大阪駅に2台同時乗車を利用者に促すための誘導サインを設置した。

大阪市により計画されている、「御堂筋における側道歩行者空間化に向けた整
備」については、計画が遅延している。

○ 乗場の整備

項 目	整備等箇所	進捗状況
乗場の設置等	乗場の移設・整備	南海なんば駅前、なんばマルイ前の移設 R4. 10 整備済み
		廃止 南11号、12号、14号 大丸心斎橋店北館前 移設 大丸心斎橋店前 御堂筋周防町交差点乗車禁止標識 北東、南東、南西 計画遅延
		箕面萱野駅前整備に伴う乗場の設置 計画遅延
	乗場の設置	南海高野線 初芝駅 R4. 9 整備済み
	乗場の移設	インテックス大阪 保留
乗場の廃止	計画2箇所 実施2箇所	・ニュートラム南港東駅 ・京阪守口ビル前 R5. 3 整備済み
	乗場標識等の整備計画	一般標識のピクト化 計画4箇所 実施4箇所 R4. 8 整備済み
	大阪国際空港 新大阪駅 乗場案内標示	・大阪国際空港 ・新大阪駅 床面案内標示の追加 R4. 10 整備済み
上屋補修	テント補修	地下鉄御堂筋線・あびこ駅 R4. 5 整備済み

○ 事業計画外の整備

項 目	整備等箇所	進捗状況
乗場の設置等	乗場の移設	道頓堀(西)南15号 道頓堀西乗車禁止標識 R4. 12
	乗場の整備	堺市 樺・美木多駅北側駅前広場整備(新規) R5. 3 駅前広場整備工事中 標識設置済み

(5) 調査及び広報

ア 利用者に対するアンケート調査

タクシー利用者に対する意識と利用状況を把握するため、ハガキ及びインターネットによるアンケート調査を行い、その結果をホームページで公開した。

(a) 調査状況

総回答数 574件

○ アンケートハガキの配布による調査

- ・ 配布期間：令和4年10月3日(月)～令和4年10月7日(金)までの5日間
- ・ 調査場所：主要タクシー乗場等11箇所

JR新大阪駅・JR大阪駅・阪急大阪梅田駅・JR天王寺駅・近鉄阿部野橋駅
上本町6丁目・京阪天満橋駅・千里中央駅・南海難波駅・南海堺東駅
大阪国際空港

- ・ 回答数：455件(配布枚数15,000枚)・回収率 3.03%

○ インターネットによる調査(センターホームページに開設)

- ・調査期間：令和4年9月15日(木)～令和4年11月15日(木)までの62日間
- ・回答数：119件(内訳：パソコン20件・スマートフォン99件)

(b) 調査結果

○ 運転者の接客態度、言葉遣いについて

区分 \ 年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比
	回答数(件)	分布率(%)	回答数(件)	分布率(%)	
良い	244	42.6	299	36.4	+6.2p
普通	305	53.2	479	58.3	-5.1p
悪い	24	4.2	44	5.4	-1.2p
計	573	100	822	100	

○ 乗車時のあいさつについて

区分 \ 年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比
	回答数(件)	分布率(%)	回答数(件)	分布率(%)	
する	247	43.0	347	42.0	+1.0p
したりしなかったり	287	50.0	422	51.1	-1.1p
しない	40	7.0	57	6.9	+0.1p
計	574	100	826	100	

○ 近距離利用について

区分 \ 年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比
	回答数(件)	分布率(%)	回答数(件)	分布率(%)	
利用しやすい	343	60.2	435	53.3	+6.9p
利用したくない	36	6.3	71	8.7	-2.4p
サービスが良くなれば 利用したい	191	33.5	310	38.0	-4.5p
計	570	100	816	100	

イ タクシー輸送実態調査

タクシー乗場の適切な運営及び事業者の事業活動に資するため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10箇所において、タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等を把握する調査を行い、結果を過去5年間の調査結果と比較してグラフ化などのデータとしてその結果をホームページで公開した。

(a) 調査状況

- 調査日 令和4年9月15日(木曜日)
- 調査場所 主要タクシー乗場10箇所

- ・大阪国際空港・J R新大阪駅・北大阪急行千里中央駅・南海なんば駅
- ・阪急大阪梅田駅・J R大阪駅・近鉄大阪阿部野橋駅・南海堺東駅
- ・京阪京橋駅・J R天王寺駅

○ 輸送回数及び輸送人員

(単位：回・人)

乗場	年度	令和4年度		令和3年度		前年度対比	
		輸送回数	輸送人員	輸送回数	輸送人員	輸送回数	輸送人員
大阪国際空港		624	863	371	476	+253	+387
J R新大阪駅		2,732	3,741	1,638	2,118	+1,094	+1,623
北大阪急行千里中央駅		915	1,115	750	889	+165	+226
南海なんば駅		747	992	496	632	+251	+360
阪急大阪梅田駅		968	1,186	487	532	+481	+654
J R大阪駅		909	1,265	486	611	+423	+654
近鉄大阪阿部野橋駅		391	521	290	404	+101	+117
南海堺東駅		493	631	280	333	+213	+298
京阪京橋駅		325	395	218	259	+107	+136
J R天王寺駅		316	438	187	248	+129	+190
合計		8,420	11,147	5,203	6,502	+3,217	+4,645

注：調査日はともに9月の第3木曜日

ウ 広報

(a) センターニュースの発行

センターからの情報発信としてホームページに掲載した。

(b) ホームページによる情報の提供

- ・事業計画・収支予算・事業報告・収支決算
- ・業務統計（年報）
- ・センターニュース
- ・登録運転者数及び運転者証等の年齢別交付数
- ・各種調査結果
- ・各種申請について、オンライン申請を導入

等、広く情報発信に努めた。

(c) センター通信の発出

センター通信の発出など警察からの交通・事件関係情報や道路管理者からの道路関係情報、その他センターからのお知らせ等、各種の情報をFAX通信、また新たにホームページに「センター通信」欄を開設してタイムリーに提供した。

(d) 新型コロナウイルス感染症に関する各種情報の提供

新型コロナウイルス感染防止対策の取組みとして、「新型コロナウイルス感染防止対策ビデオ」を引き続き研修教材として活用するとともに、ホームページに感染

防止に関する取り組みを広報し、タクシーを安心して利用していただけるよう各事業者等に周知するとともに、広く府民に情報提供した。

(6) 優良事業者等評価制度

大阪市域交通圏及び北摂交通圏に営業所を有するタクシー事業者を対象に、タクシー事業の業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に努めた事業者等を、次のとおり令和4年度優良事業者等として認定した。

ア 認定対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

イ 認定期間 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

ウ 対象地域 大阪市域交通圏及び北摂交通圏

○ 優良事業者等評価制度認定状況

(単位：者)

区分		年度	令和4年度 (令和5年3月1日時点)	令和3年度 (令和4年3月1日時点)	前年度対比
法人	全事業者(大阪市域・北摂交通圏)		180	182	-2
	認定事業者		87	89	-2
		大阪市域交通圏	81	83	-2
		北摂交通圏	6	6	±0
	優良表示票交付事業者		31	54	-23
		大阪市域交通圏	30	49	-19
		北摂交通圏	1	5	-4
	登録運転者		8,824	10,157	-1,333
	選定運転者		839	1,641	-802
	個人	全事業者		2,397	2,492
優良表示票交付事業者		1,905	1,931	-26	

(7) 優良運転者表彰

ア 表彰式：令和4年4月15日（金）

イ 表彰式：ホテルプリムローズ大阪

ウ 法人8者24名・個人6者

救急の通報など倒れている男性を助けたことに対して感謝の言葉が寄せられた法人タクシー運転者1名、窃盗事件に際して迅速な通報をするなど犯人逮捕に多大な協力をされたことに対して警察から感謝状が贈られた個人タクシー事業者1名、タクシー利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供により利用者から特に感謝され、他の運転者等の模範と認められる法人タクシー運転者23名、個人タクシー事業者5名の合計30名の運転者を優良運転者として表彰した。

2 登録事務等事業

登録事務等の実施に関する規程の定めに従い、国土交通省所管の登録ネットワークシステムを確実に運用した。

また、業務処理システムの登録データについては、ID及びパスワードによりセキュリティ管理を徹底し、厳重かつ慎重に取り扱うとともに、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年国土交通省告示第363号）に準じ、適切に取り扱った。

○登録業務（大阪府A地域）

（単位：件）

区分		年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
登録	登録（新規）		1,500	1,030	+470
運転者証	運転者証交付 （同上 個人タクシー代務）		2,823 (2)	2,392 (8)	+431 (-6)
	運転者証訂正		4,072	4,695	-623
	運転者証再交付		29	39	-10
事業者乗務証	事業者乗務証交付		150	130	+20
	事業者乗務証訂正		641	588	+53
	事業者乗務証再交付		6	2	+4
謄本等	原簿の謄本交付・閲覧		44	36	+8
業務経歴	業務経歴証明書交付		67	62	+5
登録事項の変更	登録事項変更		6,901	7,475	-574
	主な変更事項	（事業者変更）	(1,323)	(1,362)	(-39)
		（運転免許証更新）	(4,147)	(4,399)	(-252)
消除	職 権		2,243	2,018	+225
	申 請		201	181	+20
返納	運転者証返納		3,491	3,568	-77
	事業者乗務証返納		238	196	+42
計			22,406	22,412	-6

区分		年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
登 録 運 転 者 件 数			19,506	20,450	-944
運 転 者 証 交 付 数 （ 同 上 個 人 タ ク シ ー 代 務 ）			16,028 (0)	16,696 (1)	-668 (-1)
事 業 者 乗 務 証 交 付 数			2,413	2,501	-88

注：（ ）内は再掲

○登録業務（大阪府B地域）

（単位：件）

区分		年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
登録	登録（新規）		143	90	+53
運転者証	運転者証交付		181	139	+42
	運転者証訂正		418	436	-18
	運転者証再交付		4	3	+1
謄本等	原簿の謄本交付・閲覧		0	0	±0
業務経歴	業務経歴証明書交付		0	0	±0
登録事項の変更	登録事項変更		527	568	-41
	主な変更事項	（事業者変更）	（38）	（49）	（-11）
		（運転免許証更新） <small>[o1]</small>	（432）	（444）	（-12）
消除	職権		253	190	+63
	申請		31	24	+7
返納	運転者証返納		235	307	-72
計			1,792	1,757	+35

区分		年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
登録	運転者件数		2,188	2,329	-141
	運転者証交付数		1,815	1,869	-54

3 試験事務事業

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（法令・安全・接遇に関する試験及び地理に関する試験）を実施した。

(1) 法令・安全・接遇に関する試験

60通りの試験問題を作成し、タクシー事業に係る法令・安全及び接遇から各15問ずつ合計45問を設問し、正解36問（正答率80%）以上を合格基準として実施した。

(2) 地理に関する試験

200通りの試験問題を作成し、大阪の指定地域に係る地理の文章問題30問、地図問題10問の合計40問を設問し、正解32問（正答率80%）以上を合格基準として実施した。

また、試験問題に係る建物等の移転や名称変更等について迅速な情報収集を行い適切に試験内容に反映させた。

○ 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験

(単位：人)

区分		年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
受験者数	法令・安全・接遇に関する試験		1,502	907	+595
	地理に関する試験		1,932	1,149	+783
合格者数	法令・安全・接遇に関する試験		1,405	858	+547
	地理に関する試験		1,379	865	+514
合格率(%)	法令・安全・接遇に関する試験		93.5	94.6	-1.1p
	地理に関する試験		71.4	75.3	-3.9p

Ⅲ 収益事業

1 登録用写真事業

運転者証交付申請などに貼付が必要な写真を撮影するための証明写真機を引き続き設置・運営した。

○ 登録用写真事業

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
撮影件数		6,317	6,041	+276
撮影対象件数		8,323	8,424	-101
撮影割合(%)		75.9	71.7	+4.2p

注：撮影対象件数は、写真を必要とする証交付・訂正・再交付の件数

2 教材等販売事業

乗務員マニュアル、UDテキスト（バリアフリー対応講習）、運転者証ケース、優良表示票等を販売した。

○ 研修関係

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
地理試験問題例集(400円) ^{注1}		899	467	+432
乗務員マニュアル(300円)		4	3	+1
地理の手引き(800円)		1,489	881	+608
研修教本(800円)		12	2	+10
コミュニケーションシート(100円) ^{注2}		104	0	+104
UDテキスト(1,500円)		1,688	1,027	+661

注1：地理試験問題例集について、令和4年8月1日から500円で販売

注2：コミュニケーションシートについて、令和5年1月4日から200円で販売

○ 登録関係

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
運転者証ケース(軟)(350円)		2,186	—	+2,186
運転者証ケース(軟)(150円)		—	2,021	-2,021
運転者証ケース(硬)(80円)		372	550	-178

○ 優良事業者等評価制度関係

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
優良表示票(リアピラー用)(150円)		183	954	-771
優良表示票(ダッシュボード用)(30円)		180	932	-752

3 共同休憩所運営事業

(1) 桜川共同休憩所

運転者用休憩所 2階休憩室 駐車場(20台)

利用時間等 9時から22時まで 休日(センター休業日)

4 土地・建物賃貸事業

(1) タクシーセンター建物

賃貸物件 4階事務室(60㎡)及び駐車枠(1枠)

賃借人 一般社団法人大阪タクシー無線センター

(2) 桜川共同休憩所

ア 賃貸物件 1階北側店舗(65.585㎡)及び駐車枠(6枠)

賃借人 飲食店として賃貸(あずま亭)

イ 賃貸物件 1階南側店舗(66.942㎡)及び駐車枠(5枠)

賃借人 事務所として賃貸(株式会社バスシステムデザイン研究所)

5 自動販売機による飲料等販売事業

センター建物及び桜川共同休憩所に、タクシー運転者、研修生の利用を目的に自動販売機を設置し運営した。

IV その他事業

1 誘導案内整理事業

令和4年度から休止された案内人に代わって導入された路面誘導サインに、さらに大阪国際空港に乗場混雑時に利用者が並び列を誘導するための床面標示、及び新大阪駅に2台同時乗車を利用者に促すための誘導ラインを導入した。

2 適性診断事業

旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている、初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰの診断事業を実施した。

○適性診断

(単位：人)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度対比
初 任 診 断		508	329	+179
適 齢 診 断		1,130	1,127	+3
特 定 診 断 Ⅰ		6	6	±0
計		1,644	1,462	+182

3 インターナショナルビジターズタクシー事業

認定運転者制度の実績は、一定基準以上の外国語能力がある運転者を対象とした英語認定研修及び認定試験を1回実施した。

○ 実務研修及び認定試験

(単位：人)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	前年度比
実務研修受講者(英語)		5	8	-3
認定試験受験者(英語)		5	8	-3
認定運転者(英語)		4	7	-3

なお、タクシー運転者の英会話のスキルアップを目的に実施しているオンライン(スカイプ)研修には、25名の受講があった。

V 組織と運営

1 組織体制

○ 令和4年度末における役職員配置状況

部所等	年度	配置人員(名)	
		(R5.3.31現在)	(R4.4.1現在)
役 員		2	2
管 理 部	総 務 課	4	5
	企 画 課	3	3
	登 録 課	3	3
指 導 部	研 修 所	8	8
	指 導 業 務 課	30	30
	乗 場 管 理 課	3	3
計		53	54

2 職員の健康管理

定期健康診断の受診やメンタルヘルス対策を行い、心身の健康状態の把握と健康管理に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の予防として、飛沫防止用アクリル板の設置、検温、手洗いや咳エチケットを実施し、引き続き感染症対策に努めた。

3 職員の職務能力の向上

センター職員の職務能力向上を図るため全体研修を開催した。各種業務遂行のために必要となる知識を得るため、専門の部外講座を受講し、業務の処理効率を図った。

また、9月5・6日に、(公財)東京タクシーセンターに赴き、幹部職員との意見交換、リモート研修、UD研修を見学、また羽田国際空港コントロールセンターにおいて乗場運用等の説明を受けた。

4 本部建物・設備の整備

○本部建物の整備

整備・改修	場 所	
飛沫防止仕切り版設置	登録受付	新型コロナウイルス感染症対策 (令和2年度から継続実施)
除菌液の配備	研修所受付	
非接触式温度計の配備	会議室	

○設備の整備

整備・改修	目 的
NAS	センター内のパソコンのネットワーク化による情報の共有化

5 公認会計士等による監査

公認会計士による外部監査を令和4年度も引き続き受監し、センター業務の様々な問題等に対して、顧問契約を結んでいる弁護士にアドバイスを請い、円滑な業務運営に役立っている。

6 大阪府の立入検査

令和4年度、当法人に対して行われた大阪府による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく立入検査が10月27日に実施され、適正に事業は実施されているとされた。

VI 庶務関係

1 官庁認可等事項

- (1) 令和4年 5月13日 近運自二第104号
適正化事業諮問委員の選任の認可
- (2) 令和4年 7月12日 近運自二第285号
適正化事業諮問委員の選任の認可
- (3) 令和4年 7月25日 近運自二第319号
適正化事業諮問委員の選任の認可
- (4) 令和4年 7月25日 近運自二第320号
適正化事業諮問委員の選任の認可
- (5) 令和4年 9月 6日 近運自二第452号
登録事務規程等の変更認可通知書
- (6) 令和4年10月 6日 近運自二第494号
適正化事業諮問委員の選任の認可
- (7) 令和5年 3月24日 近運自二第899号
令和5年度収支予算の認可
- (8) 令和5年 3月24日 近運自二第901号
令和5年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法の認可
- (9) 令和5年 3月24日 近運自二第902号
令和5年度資金計画の認可
- (10) 令和5年 3月24日 近運自二第903号
令和5年度事業計画の認可
- (11) 令和5年 3月24日 近運自二第904号
認定講習内容の変更の認定
- (12) 令和5年 3月24日 近運自二第908号
適正化事業諮問委員の選任の認可

2 会議

(1) 令和4年4月25日 理事会（書面決議）

議案

- ① 役員評価委員会委員の選任について
- ② 次期常勤役員候補者の推薦について
- ③ 適正化事業諮問委員の選任について

(2) 令和4年5月26日 登録諮問委員会

議案

- ① 令和3年度事業報告及び附属明細書の承認について
- ② 令和3年度計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及び附属明細書並びに財産目録の承認について
- ③ 登録事務等に関する規程の一部改正について

報告

- ① 令和4年度優良事業者等評価制度の実施について

(3) 令和4年5月26日 適正化事業諮問委員会

議案

- ① 令和3年度事業報告及び附属明細書の承認について
- ② 令和3年度計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及び附属明細書並びに財産目録の承認について

報告

- ① 登録事務等に関する規程の一部改正について
- ② 令和4年度優良事業者等評価制度の実施について

(4) 令和4年5月31日 理事会

議案

- ① 令和3年度事業報告及び附属明細書の承認について
- ② 令和3年度計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及び附属明細書並びに財産目録の承認について
- ③ 登録事務等の実施に関する規程の一部改正について
- ④ 定時評議員会の開催について

報告

- ① 役員評価委員会の結果について
- ② 令和4年度優良事業者等評価制度の実施について
- ③ 職務執行報告について

(5) 令和4年6月22日 評議員会

議案

- ① 令和3年度計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及び附属明細書並びに財産目録の承認について
- ② 理事・監事の選任について

報告

- ① 令和3年度事業報告及び附属明細書について
- ② 登録事務等の実施に関する規程の一部改正について
- ③ 令和4年度優良事業者等評価制度の実施について

(6) 令和4年6月30日 理事会

議案

- ① 会長の選定について
- ② 専務理事及び常務理事の選定について
- ③ 評議員会の開催について

(7) 令和4年7月14日 理事会（書面決議）

議案

- ① 適正化事業諮問委員の選任について

(8) 令和4年7月14日 理事会（書面決議）

議案

- ① 適正化事業諮問委員の選任について

(9) 令和4年8月24日 評議員会（書面決議）

議案

- ① 評議員の選任について
- ② 監事の選任について

(10) 令和4年9月12日 理事会（書面決議）

議案

- ① 登録諮問委員並びに適正化事業諮問委員の選任について

(11) 令和4年10月17日 理事会（書面決議）

議案

- ① 登録諮問委員の選任について

(12) 令和4年11月24日 理事会

議案

- ① 評議員会の開催について

報告

- ① 令和4年度事業計画の進捗状況について
- ② 令和4年度予算執行状況について
- ③ 職務執行報告

(13) 令和4年12月2日 評議員会

報告

- ① 令和4年度事業計画の進捗状況について
- ② 令和4年度予算執行状況について

(14) 令和5年2月24日 登録諮問委員会

議案

- ① 令和5年度事業計画について
- ② 令和5年度収支予算について
- ③ 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて

報告

- ① 第21回優良運転者表彰の実施について

(15) 令和5年2月24日 適正化事業諮問委員会

議案

- ① 令和5年度事業計画について
- ② 令和5年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法について
- ③ 令和5年度収支予算について
- ④ 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- ⑤ 研修及び講習実施要領の一部改正について

報告

- ① 第21回優良運転者表彰の実施について

(16) 令和5年3月9日 理事会

議案

- ① 令和5年度事業計画について
- ② 令和5年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法について
- ③ 令和5年度収支予算について
- ④ 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- ⑤ 研修及び講習実施要領の一部改正について
- ⑥ 登録諮問委員並びに適正化事業諮問委員の選任について
- ⑦ 第45回評議員会の開催について
- ⑧ 第21回優良運転者表彰の表彰対象者の選考について

(17) 令和5年3月14日 評議員会

議案

- ① 令和5年度事業計画について
- ② 令和5年度収支予算について
- ③ 令和5年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法について
- ④ 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- ⑤ 監事の選任について

報告

- ① 第21回優良運転者表彰の開催について

3 役員名簿
(令和4年度)

氏 名	職 名
会 長 西 岡 信 也	大阪ガスケミカル株式会社 常勤監査役
理 事 岡 本 孝 子	なにわの消費者団体連絡会 事務局長
理 事 坂 本 栄 二	一般社団法人大阪タクシー協会 会長 日本タクシー株式会社 代表取締役社長
理 事 濱 本 民 夫	一般社団法人全大阪個人タクシー協会 会長
理 事 福 井 勇 (小川敬二)	全国自動車交通労働組合総連合会 大阪地方連合会 執行委員長 (全国交通運輸労働組合総連合 関西地方総支部ハイタク部会 部会長)
専務理事 藤 井 浩 一 (田村充啓)	公益財団法人大阪タクシーセンター
常務理事 川 田 剛 司	公益財団法人大阪タクシーセンター
監 事 梅 山 光 法	弁護士
監 事 牛 島 憲 人 (齋藤憲司)	一般社団法人大阪タクシー協会 副会長 松竹タクシー株式会社 代表取締役社長 (一般社団法人大阪タクシー協会 前副会長) (南和タクシー株式会社 代表取締役社長)

4 評議員名簿
(令和4年度)

氏 名	職 名
西 村 弘	関西大学社会安全学部 教授
楠 本 浩 司	大阪商工会議所 地域振興部 部長
前 田 純 治	一般財団法人シニアライフ・サポート協会 代表理事 株式会社キリック 取締役相談役
渡 久 地 歌 子	関西生活者連合会 理事長
古 知 愛 一 郎	一般社団法人大阪タクシー協会 副会長 梅田交通株式会社 代表取締役社長
高 士 雅 次	一般社団法人大阪タクシー協会 副会長 都島自動車株式会社 代表取締役社長
山 口 敏 (信 岡 弘 二)	一般社団法人全大阪個人タクシー協会 副会長 (// 前副会長)
加 藤 直 人	全国自動車交通労働組合大阪地方連合会 書記長

5 登録諮問委員名簿
(令和4年度)

氏 名	職 名
高 橋 愛 典	近畿大学経営学部 教授
福 元 稔 (土 井 眞 三)	公益財団法人関西交通経済研究センター 常務理事 (// 前常務理事)
暮 部 光 昭	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 日の丸ハイヤー株式会社 代表取締役社長
芝 辻 徹	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 大阪第一交通株式会社 代表取締役
小 池 史 朗	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 真和交通株式会社代表取締役社長
山 根 成 尊 (牛 島 憲 人)	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 珊瑚タクシー株式会社 代表取締役社長 〔 一般社団法人大阪タクシー協会 副会長 松竹タクシー株式会社 代表取締役社長 〕
鍋 谷 竜 一	一般社団法人全大阪個人タクシー協会 事務局長
橋 口 学	全国自動車交通労働組合大阪地方連合会 執行委員長
松 田 和 也	全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部ハイタク部会 書記長
庭 和 田 裕 之	全国自動車交通労働組合総連合会大阪地方連合会 書記長
新 田 勝 也 (一 松 英 治)	私鉄関西ハイタク労働組合連合会 書記長 (// 幹事)

6 適正化事業諮問委員名簿
(令和4年度)

氏 名	職 名
高 橋 愛 典	近畿大学経営学部 教授
福 元 稔 (土 井 眞 三)	公益財団法人関西交通経済研究センター 常務理事 (// 前常務理事)
岡 部 哲 久	大阪府都市整備部交通戦略室 交通計画課長
筒 井 忠 司	大阪市計画調整局計画部 広域交通企画担当課長
山 口 涼 子	関西生活者連合会 理事
寺 崎 信 夫 (竹 内 広 行)	大阪府警察本部 交通部長 (// 前交通部長)
北 川 健 司 (柳 瀬 孝 幸)	近畿運輸局 自動車交通部長 (// 前自動車交通部長)
坂 本 篤 紀	一般社団法人大阪タクシー協会 副会長 日本城タクシー株式会社 代表取締役社長
秋 山 泰 男	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 大丸タクシー株式会社 代表取締役社長
藤 原 大	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 駒姫タクシー株式会社 会長
森 裕 生	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 新大阪タクシー株式会社 代表取締役社長
川 尻 龍 美	一般社団法人全大阪個人タクシー協会 専務理事
山 里 広 明	全国自動車交通労働組合大阪地方連合会 副執行委員長
藤 田 為 也	全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部ハイタク部会 副部会長
松 原 伸 一 (吉 田 栄 二)	全国自動車交通労働組合総連合会大阪地方連合会 副執行委員長 (// 前副執行委員長)
田 中 滋 修	私鉄関西ハイタク労働組合連合会 執行委員長

令和4年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年6月

公益財団法人大阪タクシーセンター

